

指名停止措置の概要

商号又は名称	(株) 武重商会
所在地	上田市常田二丁目20番26号
指名停止の期間	令和7年12月9日から令和8年6月4日まで
指名停止の理由	<p>上記者は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このことは、物品購入等の契約相手方として不適當であると認められる。</p>
該当する措置要件	大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第22号(その他)
備考	